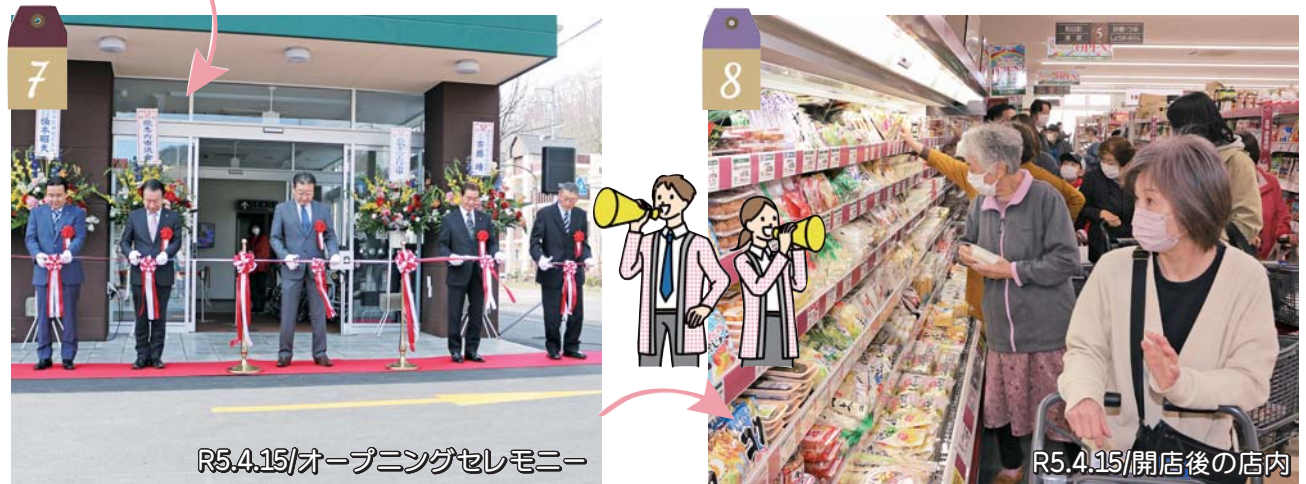


完成 歌志内市複合商業施設

市民の皆さんの声をいただき、実現しました



開店当日を迎えた9時45分、市長や出店テナントの「ダ・マルシェ」を運営する(株)アークスの代表取締役などがテープカットを行いました。

オープニングセレモニーが終わり、10時からついに複合商業施設が開業。家族連れなど多くのかたがたの来場・来店で、にぎわいました。



▲施設内にある地域交流スペース

同施設内の「地域交流スペース」では、バスやタクシーなど公共交通機関の待ち時間調整のほか、ご友人との待ち合わせや休憩などができますので、どうぞ皆さんの憩いの場としてご利用ください。

4月15日、旧文珠会館跡地に市が建築した複合商業施設内に、本市にとって14年ぶりとなる待望のスーパーが開店し、当日は食料品や生活用品などを買い求めるかたがたでにぎわいました。
スーパーは(株)道北アークスの小型出店形態「ダ・マルシェ」で、本市が建築した同施設内にテナントを置く公設民営方式(賃貸借契約)での出店となりました。

「歌志内／夢・まち未来会議」のメンバーを募集します



- ・市長と夢を語りませんか？
- ・あなたの^想い、活かしてみませんか？
- ・まちのみんなが、もっと歌志内を好きになる！
- ・交友関係を広げたい！
- ・みんなで楽しく！まちおこしをしてみたい！
ご興味がある方はお気軽にお問い合わせください。多くの皆さまのご応募をお待ちしています。

歌志内／夢・まち未来会議とは

まちづくりに関心を持つ多くの市民が参加し、人口減少が続く本市における将来のあるべき姿や夢、その夢を実現するための方法などを自由に語り合う場で、参加者1人ひとりの意見から「住みたいまち、次世代に誇れるまち」の実現に生かしていく会議です。

対象者

- ①歌志内市に在住または通勤している方
 - ②令和5年4月1日現在、18歳以上の方
- ※報酬などはありません。

開催予定

年6回程度
(各回平日18時以降に1時間30分程度を予定)

応募方法

参加を希望される方に応募用紙をお送りしますので、下記照会先へお問い合わせください。
市ホームページから応募用紙をダウンロードできます。

●提出方法

FAX・郵送・持参

<Eメールでも応募できます>

下記照会先メールアドレスへ電子メールに応募用紙を添付してご応募ください。

●照会先

企画財政課企画広報グループ

〒073-0492 歌志内市字本町5番地

☎ 42-3214 FAX 42-4111

メールアドレス kikaku@city.utashinai.hokkaido.jp

柴田市長からのメッセージ

夢やアイデアを一緒に語り合いませんか。
ぜひ、ご参加ください。

歌志内／夢・まち未来会議

令和4年度最後の会議を開催！次年度も継続！

市の将来や夢などを自由に語り合う「歌志内／夢・まち未来会議」第5回の会議を3月23日に開催し、本市の令和5年度予算の概要説明並びに柴田市長とメンバーによる意見交換が行われました。

意見交換では、4月15日にオープンした文珠の複合商業施設について「施設内のコミュニティスペースの運用」やオープン前に開催された「内覧会」についての質問などが出されました。また、事務局より過去の本会議の意見として出され、現実に制度化されることとなった「女性の専門職資格取得支援補助金制度」についての説明がありました。

令和4年度最後となる本会議の締めくくり柴田市長は、「まちづくりに関する有意義な意見をいただきました。今後も多くの意見をお聞きしながらまちづくりを進めます」と述べ、次年度も本会議を継続して開催することをメンバーに伝えました。

<企画広報グループ>



【延長】マイナポイント申請9月まで

2月末までにマイナンバーカードを申請した方を対象に、選択した決済サービスのポイントとして最大2万円相当分のマイナポイントを申し込みできる期限が9月末まで延長になりました。

マイナポイントの申し込みについて、対応する機器がない場合や設定方法に不安がある方は、市役所1階窓口にて手続きを行うことができますのでご利用ください。

来庁される際は、下記に記載のとおり、受け取りに必要なものをあらかじめご確認ください。



●マイナポイント受け取りに必要なもの

マイナンバーカード、カード交付時に設定した数字4桁のパスワード、選択する決済サービス（電子マネー、クレジットカード等）及び「決済サービスID」、「セキュリティコード」、公金受取口座を登録する場合は口座の情報がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）

●ご自分で手続きをする方法

パソコンやスマートフォンで、マイナポイント受け取りの手続きができます。

※手続きには、アプリのダウンロードが必要です。

●対象となる決済サービスについては、市役所またはマイナポイント事業ホームページ (<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>) にてご確認ください。

●問い合わせ 戸籍保険グループ（市役所1階 ☎42-3217）

ちょっと気になる高齢者… あなたの周りにいませんか？

高齢になってくると、記憶力や判断力が低下し、道に迷ったり自分の家がわからなくなる方もいます。

気になる方がいましたら、保健介護グループに情報をお寄せください。教えてくれた方のお名前などは伏せて、職員が地域の巡回のようにそと様子を見に訪問等をして、認知症の方に起こりがちな事故を未然に防ぐことができるよう支援します。ぜひ情報提供をお願いします。

●もしも行方不明者が発生したら

①親戚、友人、近所など思い当たるところへの確認をしてください。また、本人を発見したときには連絡をもらえるようお願いしておきましょう。

②それでもわからないときは、速やかに警察に連絡しましょう。夜間になると探しにくくなり、また連絡が遅れるほど、探す範囲が広がり、発見が困難になってきます。

★道に迷っているような高齢者を発見したら

・やさしく言葉をかけてあげてください。

・名前や住所が答えられなかったり、行き先がわからない場合は警察に連絡し、警察が来るまでそばについているか、最寄りの交番などに案内してください。

・汗をかいていたり、のどが渴いている場合は、水分を補給してあげてください。

★最寄りの交番・管轄の警察署

・赤歌警察署（赤平市東大町3丁目2番地 ☎32-0110）

・歌志内交番（東光1番地2 ☎42-3227）

・文珠駐在所（文珠226番地18 ☎42-3240）

●認知機能の低下がある高齢者をかかえるご家族の方へ

日ごろから、このような工夫をおすすめします！

・衣服に目印を付けておきましょう。探すときに特徴がわかりやすくなります。

・家族への連絡が素早くできるように、連絡先を全ての衣服や靴に付けておきましょう。



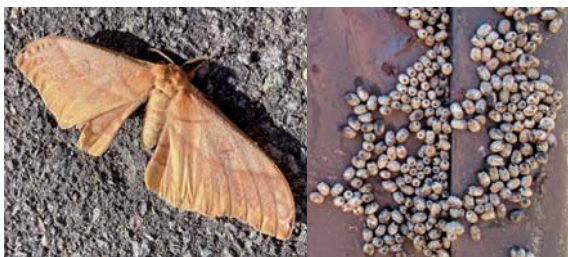
連絡先・相談窓口 保健介護グループ（市役所2階 ☎74-6616）

が 大型の蛾「クスサン」の 卵を見つけたら

昨年の8月から9月ごろに大量発生した蛾の種類は、「クスサン」という大型の蛾で、成虫になってからの寿命は1週間ほどですが、その間に、街灯や建物の壁に卵を産みつけます。

卵は越冬し、そのまま放置すると4月下旬から5月上旬ごろにはふ化しますので、今年のカスサンの大量発生を抑制するためにも、今一度、ご自宅の周りを確認し、家の外壁などに産みつけられた卵塊を見つけた際には、ヘラなどではぎ取って土中に埋めるか、一般ごみ（燃やせるごみ）として処分してください。

なお、卵塊は頑丈に張り付いていますので、作業の際には壁などを傷つけたり、けがをしないよう注意してください。



▲成虫のクスサン（左）とクスサンの卵塊（右）

問い合わせ 環境交通グループ
(市役所1階 ☎42-3217)

歌志内学園 田村 悠さん 歌志内市長賞（スポーツ賞）受賞

ボウリングの全道大会で初優勝した歌志内学園8年生(学年は授与式当日のもの)の田村悠さん(本町川向)が8年ぶりとなる歌志内市長賞に選出され、3月27日、市長室を訪れた田村さんに柴田市長から表彰状が手渡されました。

田村さんは、昨年の5月に函館で開催された北海道新人ボウリング競技大会兼第46回全日本中学選手権大会北海道予選会男子中学生の部において見事優勝を果たし、7月に京都で開催された全国大会に出場、全国大会では8年生ながら13位とトップレベルの争いを繰り広げました。表彰状を受けとった田村さんは「市長賞を受賞できてうれ



▲田村悠さん（左）と柴田市長（右）

しいです。これからも鍛錬を積み、全道連覇はもちろん、全国では昨年を超える成績を残せるように頑張ります」と熱い抱負を語ってくれました。

こんにちは!

い が ら し りょう
企画広報グループ 五十嵐 涼です

はじめまして。4月1日付けで企画財政課企画広報グループに配属となりました、五十嵐涼です。

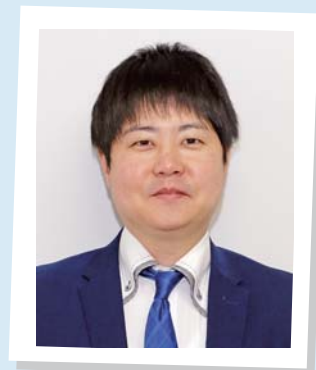
出身は美唄市で、滝川市の高校を卒業後、札幌市の専門学校へ通っていました。その後、20歳で就職し約8年間他の市町村で職員として勤務していました。

現在の仕事は、広報「うたしない」の編集作業やホームページの管理などを担当しています。カメラを手にイベントの様子を撮影しに行くなど、取材時に市民の皆さんとお会いする機会も多いと思いますので、見かけた際にはお気軽に声をかけてください。

歌志内市にはほとんど訪れたことがありませんでしたが、高校時代を過ごした中空知の地域であり、私の育った町の名前が「茶志内(ちやしない)」という歌志内に似た場所であるということもあり、縁を感じています。

趣味と言えるかはわかりませんが、空知管内の観光地やお祭りやコンサートなどのイベント情報を調べることが好きです。オススメがあれば教えていただけると嬉しいです。

これから歌志内市に貢献していければと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。



16年ぶりの投票 市議会議員選挙結果 市議会議員 8人決まる

4月23日に執行されました歌志内市議会議員選挙は、平成19年以来、16年ぶりの投票による選挙となりました。8人の定数に対し9人が立候補した今回の選挙の投票率は、前回（平成19年）を7・69ポイント下回る74・09%で、即日午後8時から行われた開票の結果、これから4年間、議員として市政にたずさわる8人の顔ぶれが決まりました。

市議会議員選挙の投票状況

投票区及び投票所		当日 有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)
期日前投票		—	498	—
第1	コミュニティセンター	612	351	57.35
第2	上歌新栄町集会所	52	25	48.08
第3	歌神地区集会所	290	149	51.38
第4	神威児童センター	190	72	37.89
第5	中村地区集会所	278	153	55.04
第6	社会福祉協議会	706	410	58.07
第7	歌志内学園	415	226	54.46
計	今回	2,543	1,884	74.09
	前回(平成19年)	4,474	3,659	81.78

投票総数の内訳
 有効投票数 1,854票
 無効投票数 30票
 投票総数 1,884票

投票状況

当日の有権者数は、2,543人で、投票者数は1,884人、投票率は74・09%でした。期日前投票者数及び当日投票所別の投票状況は、表のとおりです。

候補者別確定得票数

候補者別の確定得票数は次のとおりです。

- ▽佐藤 良治 (無所属) 424票
- ▽能登 直樹 (公明党) 231票
- ▽松井 敬道 (無所属) 221票
- ▽川野 敏夫 (無所属) 204票
- ▽山崎 瑞紀 (無所属) 202票
- ▽下山 則義 (無所属) 152票
- ▽本田加津子 (立憲民主党) 147票



●選挙結果

▽女鹿 聡 (日本共産党) 146票
▽山川 裕正 (無所属) 127票



議員の横顔

この度の選挙において当選された新議員の皆さんを紹介いたします。

掲載している事項は立候補届出順で、氏名(敬称省略)、年齢、党派、職業、学歴、住所、当選回数(今回の結果を含む)です。

選挙後初めて開かれる議会は5月上旬ごろの予定で、議長や副議長などの選出、常任委員会委員など、議会の新体制については改めて皆さんにお知らせします。

能登 直樹 (61歳) 公明党



無職、羽幌高卒、神威美山町、2回

女鹿 聡 (48歳) 日本共産党



団体役員、十勝江陵高卒、文珠第一、4回

佐藤 良治 (49歳) 無所属



無職、砂川北高卒、中村市街、1回

川野 敏夫 (74歳) 無所属



無職、夕張北高卒、本町川向、5回

下山 則義 (68歳) 無所属



無職、八戸工業大卒、文珠第三、6回

本田加津子 (62歳) 立憲民主党



無職、札幌大卒、文珠しらかば団地、4回

松井 敬道 (62歳) 無所属



無職、北海道工業大卒、文珠第二、1回

山崎 瑞紀 (40歳) 無所属



会社役員、クランク記念国際高卒、本町第二、3回

北海道知事選挙結果

北海道知事選挙は4月9日(日)に行われ、本市における投票率は62.23%と、前回(平成31年)の投票率を9.72ポイント下回りました。本市の知事の候補者別得票数は、次のとおりです。

なお、北海道議会議員選挙(空知地区)については、立候補者が定数を超えなかったため、無投票当選が確定しました。

■知事選挙候補者別得票数

〈立候補届出順〉

▽門別よしお(無所属) 11票

▽鈴木直道(無所属) 1180票

▽池田まき(無所属) 367票

▽三原大輔(無所属) 18票

有効投票数 1576票

無効投票数 19票

投票総数 1595票

■北海道議会議員選挙

当選者は、次のとおりです。

▽稲村ひさお(立憲民主党)

▽白川祥二(無所属)

▽あらとう聖吾(公明党)

▽うえむら真美(自由民主党)

■北海道知事選挙の投票者数と投票率

投票区	当日有権者数	投票者数	投票率
期日前	—人	448人	—%
第1	620	250	40.32
第2	52	21	40.38
第3	291	121	41.58
第4	192	77	40.10
第5	278	131	47.12
第6	714	342	47.90
第7	416	205	49.28
今回計	2,563	1,595	62.23
前回計(平成31年)	2,980	2,144	71.95

不妊治療費を助成します

市では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的に、不妊治療費助成事業を実施しています。

共通事項

- 対象者（次のいずれにも該当する方）
 - ・夫婦である方（原則法律婚）
 - ・治療開始時の妻の年齢が43歳未満である方
 - ・夫婦いずれかが申請日において1年以上本市に住民票がある方
 - ・医療保険に加入している方
 - ・市税を滞納していない方
- 必要書類、提出方法など
くわしくは、保健介護グループにお問い合わせください。

一般不妊治療費助成事業

- 対象となる治療
 - ・保険適用で行われる一般不妊治療及び検査
- 助成額
 - ・4月1日から翌年3月31日までの治療費と、不

妊治療証明書にかかる文書料の合計に対して15万円を上限

- 助成回数
 - ・妻の年齢が43歳に達するまで6回



特定不妊治療費助成事業

- 対象となる治療
 - ・保険適用で行われる特定不妊治療（体外受精、顕微授精、男性不妊治療）
- 助成額
 - ・特定不妊治療の治療費と、不妊治療証明書にかかる文書料の合計に対して、1回の治療につき15万円を上限
 - ・交通費として、1回の通院につき3,500円（上限6回分）
- 助成回数
 - ・妻の治療開始年齢が40歳未満の場合は、43歳に達するまで通算6回
 - ・妻の治療開始年齢が40歳以上の場合は、43歳に達するまで通算3回

問い合わせ 保健介護グループ（市役所2階 ☎74-6616）

小児慢性特定疾病医療 受給者証をお持ちの方へ



市では、小児慢性特定疾病の治療のために、北海道内の指定医療機関へ通院する際の交通費を補助します。

制度のくわしい内容や申請方法については、保健介護グループへお問い合わせください。

- 対象者
 - ・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方及びその保護者
 - 補助内容
 - ・回数 最大年12回分
 - ・JR及びバスを利用した場合は実費（患者と保護者1人分）
 - ・自家用車の場合は、自宅から医療機関までの往復距離に対して、1km当たり37円
- ※10円未満切り捨て

●申請方法

- 申請に必要なもの
 1. 申請書（保健介護グループにて受領ください）
 2. 振込口座のわかるもの
 3. 領収書等医療機関に通院したことがわかるもの
 4. 印鑑
 5. JRやバスを利用した場合は領収書

通院期間	申請締め切り
4～7月分	8月10日（木）
8～11月分	12月 8日（金）
12～3月分	4月10日（水）

申請先・問い合わせ 保健介護グループ（市役所2階 ☎74-6616）

6月1日は 「電波の日」です

総務省では6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールへの周知・啓発活動を行います。

総務省北海道総合通信局では、電波の使われ方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談は、下記へお問い合わせください。



問い合わせ 総務省北海道総合通信局
(☎011-737-0099)
電話受付時間 8:30~12:00、
13:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

歌志内ブランド開発支援事業のご案内

特産品 を開発しませんか

本市の新しい魅力を発信するため、市内にある各種有効資源を活用した特産品の開発及び販売促進事業に補助金を交付します。

●補助対象

- ・市内に主たる事業所を有する中小企業または個人の事業主
- ・市内に住所を有する個人
- ・市内に所在する団体等

●補助対象経費

- ・特産品の開発に要する試験研究費や容器、包装等の作成費、販促費など

●補助金額

- ・対象経費の3分の2以内で100万円を上限

●審査

- ・審査委員会による審査を行い決定

問い合わせ ふるさと振興グループ
(市役所2階 ☎42-3215)

春の登山や山菜採りは安全に楽しみましょう

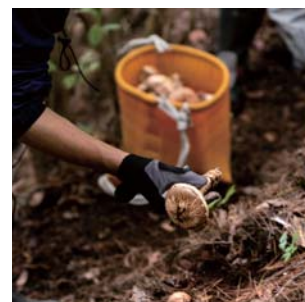
春山登山や山菜採りの季節がやってきました。この時期、平地は春のような気温でも、山に雪が残っている場合は、雪崩や、気温の低下と風による低体温症など冬山の危険があることを意味します。また、春は雪解けによる沢の急激な増水の危険もあります。

遭難などの事故に遭わないよう、次のことに注意して登山や山菜採りを楽しみましょう。

- ・最新の天気予報をじゅうぶん確認し、悪天や天気の急変が予想される際には、無理な行動を控えましょう。
- ・もしもの場合に備えて準備は万全にしましょう。防寒対策や雨具、食料の準備、連絡手段を絶やさないための携帯電話、予備のバッテリーなども準備しましょう。
- ・単独行動は避けて、経験豊富な人と一緒に行動し、行き先は家族にも伝えておきましょう。また、登山計画書の提出も忘れずにおきましょう。

なお、この時期は1年を通して空気が最も乾燥し、山火が発生しやすくなります。山火の原因の多くは、たき火やたばこなどの火の取り扱いの不注意や不始末とされています。火の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火したことを確認しましょう。

<庶務グループ>



問い合わせ 札幌管区気象台地域防災推進課 (☎011-611-6149)

登録と集合予防注射の日程

実施日・実施場所		実施時間
5月14日(日)	文珠第三町内会館前	9:00～9:10
	文珠しらかば町内会館前	9:20～9:30
	旧西小学校前	9:40～9:50
	道の駅(うたしないチロルの湯)前	10:00～10:15
	消防団第二分団詰所横	10:25～10:35
	神威神楽岡地区集会所前	10:45～10:55
	神威第一児童公園横	11:05～11:15
	歌神一区地区集会所前	11:25～11:35
	市役所庁舎裏車庫前	11:45～11:55
	郷土館駐車場	12:05～12:15
	本町川向地区集会所前	12:25～12:35
	東光地区集会所前	12:45～12:55

犬の飼い主には、狂犬病予防法に基づき、市役所への登録と毎年の予防注射が義務づけられています。
本年度は左表の日程のとおり集合予防注射を実施しますので、ご確認のうえ、最寄りの会場で予防注射を受けてください。

なお、あかびら動物病院以外で予防注射を受けた場合は、市から「狂犬病予防注射済票」の発行を受けなければなりませんので、注射を受けた動物病院などで発行される「狂犬病予防注射済証」と、手数料550円をお持ちのうえ、市で必ず手続きをしてください。

犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

愛犬のために必ず受けましょう

また、新たに犬の登録をされる方は、メモ用紙などに、飼い主の住所・氏名・電話番号、犬の種類、毛色、生年月日、呼び名、性別を書いて、持参してください。

※新型コロナウイルス感染症の予防のため、当日はマスクの着用、人との距離をあけるなどの対応、不特定多数の人と接したくない方は、直接あかびら動物病院などで予防注射の接種をお願いします。

▼対象 生後91日以上すべての犬(屋内で飼っている犬も対象になります)

▼料金(1頭につき)

▽新規登録料 3000円

▽注射料 3240円(注射料2690円、注射済票交付手数料550円)

▼申し込み・問い合わせ環境交通グループ(市役所1階 ☎42・3217)

歌志内ゆかりの作家

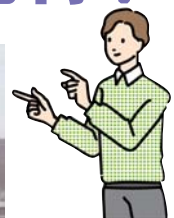
三浦綾子のブックレット発刊!

多くの作品を残したベストセラー作家 三浦綾子は、令和4年に生誕100年を迎えました。

歌志内市教育委員会では、そのことにちなみ、同氏が16歳で赴任した神威小学校時代について、本人からの提供写真の他、開校70周年記念誌への寄稿など、他では読むことのできない資料を集め、小冊子にまとめました。

新米教師として、ひたむきに炭鉱まちの子どもに接した氏の青春時代の姿が伝わってきますので、ぜひお買い求めください。

- 販売価格 100円(税込み)
- 販売場所 郷土館、うたみん



問い合わせ 郷土館 (☎43-2131)・社会教育グループ(教育委員会 ☎42-4223)



消防本部からのお知らせ

消防本部 ☎42・3255

山火事を防ぎましょう！

空気が乾燥し枯れ葉や枯れ草が多いこの時期は、山火事が起きると、早く燃え広がり生態系や自然環境にも影響を及ぼすことがあります。

また、消防用水の確保や消火機材の搬入が難しいため、火災が発生すると容易に消火

することができなくなります。原因の多くは人の過失によるものが多いため、次のことを心がけましょう。

- ・たばこを吸う人は携帯灰皿を持ち、吸い殻は必ず消して持ち帰りましょう。
- ・空気が乾燥し風が強いときは、火は使わないようにしましょう。
- ・枯れ葉が多いところや燃え

やすい場所では、火は使わないようにしましょう。やむを得ず火を使うときは、火のそばを離れず、使用後は完全に消しましょう。火遊びは絶対にしない、させないようにしましょう。



〈予防・保安グループ〉

草刈り作業を助けていただけませんか？

4月号広報で募集していた草刈りヘルパーが非常に不足しています。体力的に草刈り作業が困難な高齢者が安心して生活することができるよう、皆さんのご協力をよろしくお願いします。



第10話 ホースブリッジについて 警防・救急グループ

火災現場で消火のために消防車から延ばしたホースが道路をまたぐときは、「ホースブリッジ」という資器材を配置することができます。



「ホースブリッジ」は、通行車が水の入っているホースを踏まないよう保護する役目があります。※トラックも通過できる耐荷重があります。



車幅が合わない場合は、片方のタイヤのみ「ホースブリッジ」に合わせて徐行で通過してください。※ホースの破裂を防止できます。



火災現場の近くを走行する際は、迂回など交通の不便をおかけすることがありますが、ご理解をお願いします。また、脇見運転をせずに安全運転を心掛けてください。



次回～第11話 新しい救急車について



- ▼ 応募締め切り 5月26日 (金) に延期します。
- ▼ 報酬額 時間額1800円 (活動時間に応じて報酬をお支払いします)、機械損料700円(別途1回の派遣につき)
- ▼ 作業内容 高齢者宅の住宅周辺の草刈り作業。
- ▼ 応募資格 草刈り機を持参できる方。
- ▼ 実施期間 6月1日から9月30日まで
- ▼ 報酬額 時間額1800円 (活動時間に応じて報酬をお支払いします)、機械損料700円(別途1回の派遣につき)
- ▼ 応募締め切り 5月26日 (金) に延期します。
- ▼ 問い合わせ 保健介護グループ (市役所2階) ☎74・6616

国民健康保険で安心・健やかな生活を

病気やけがをしたとき、安心して医療を受けられるように国民健康保険（国保）制度があります。この制度は健康保険加入者（被保険者）がそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、また、国も同じ負担をするという「相互扶助」の中で運営されています。わたしたちの暮らしを守る大切な国保を正しく理解し、その健全運営にご協力ください。

●国保に加入する方

職場の健康保険や共済組合に加入している方とその家族、生活保護世帯の方及び後期高齢者医療制度の対象となる方以外は、全て国保に加入することになっています。

国保では、家族一人ひとりがみな被保険者となり、加入手続きは世帯主が行います。

また、75歳（一定の障がいのある方は65歳）になると、後期高齢者医療制度によって医療を受けるため、国保から脱退することになります。

●市役所への届け出

会社を退職したときや家族に異動があった場合など、国保への加入や喪失事由が発生したときは、必ず14日以内に届け出をしてください。

届け出が遅れると、保険証がない期間の医療費を全額自己負担しなければならなくなったり、保険税（料）

を二重に支払うことになる場合があります。

■こんなときは届け出を

▼国保に加入するとき

▼職場の健康保険をやめたとき

▼生活保護を受けなくなったとき

▼子どもが生まれたとき など

▼国保をやめるとき

▼職場の健康保険に加入したとき

▼生活保護を受けることになったとき

▼

▼加入者が死亡したとき など

▼そのほか

▼他市町村から転入してきたとき

▼他市町村へ転出するとき

▼市内で転居により住所が変わったとき

▼世帯主や氏名が変わったとき

▼保険証をなくしたときや汚れて使えなくなったとき

▼子どもが就学のため他市町村に転出するとき

●保険証

国保に加入すると、1人に1枚ずつ国民健康保険被保険者証が交付されます。

これは、国保の被保険者であるという証明となるものです。

カード型の保険証は、持ち運びやすい反面、紛失しやすいので、管理にはじゅうぶん注意しましょう。

●国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

給者証

国保の被保険者が70歳になると、医療費の自己負担額が軽減される「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

本市では70歳になられた月の下旬に郵送しています。

※すでに70歳から74歳の方には、毎年7月下旬に「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送済みです。

●第三者の行為

交通事故（自動車や自転車などによる事故）や飲食店等での食中毒、散歩中に他人の犬にかまれたなど、第三者（加害者）の行為によってけがや病気になったときの治療費は、本来は加害者が全額負担するのが原則ですが、状況により被保険者証を使用して受診することができます。


国保の被保険者証を使用して医療機関を受診する場合は、必ず市へ届け出してください。

●国保で受けられる給付

国保の被保険者は、次の表に掲げる給付が受けられます。



問い合わせ
戸籍保険グループ
市役所 1階 ☎42-3217

療養給付費	<p>病気やけがをしたとき、医療機関の窓口で保険証を提示すると、医療費の3割(※)を自己負担するだけで、診療や薬、注射の処置などを受けることができます。残りの費用は国保が負担します。</p> <p>※70歳以上の方の医療費の負担は2割です。ただし、同一世帯に市民税課税所得が145万円以上ある方がいる場合は3割の自己負担となります。</p>															
一部負担金減免及び徴収猶予	<p>災害や事業の休・廃止、失業などによって、収入が著しく減少し、生活が困難になった場合は、医療機関で支払う一部負担金の減免及び徴収猶予を受けることができる場合があります。</p>															
限度額適用認定証	<p>受診する際に、医療機関の窓口で限度額適用認定証(※)を提示することで、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。必要となった場合、市役所で申請し、限度額適用認定証の交付を受けてください。市民税非課税世帯の適用を受けた場合は、入院時の食事療養標準負担額についても、同時に減額を受けることができます。</p> <p>※70歳以上の高齢受給者のうち、課税所得690万円以上の方及び区分が一般の方は申請の必要はありません。</p>															
入院時食事療養費	<p>入院中の食事代は加入者がその一部を負担し、残りを国保が負担します。</p> <p>なお、市民税非課税世帯の方は市役所への申請により右表のとおり減額されます。</p> <table border="1" data-bbox="699 763 1406 1010"> <caption>【入院時の食事代の標準負担額】</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>一部負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般(下記以外の方)</td> <td>1食 460円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民税非課税世帯 低所得者Ⅱ</td> <td>90日以内の入院</td> <td>1食 210円</td> </tr> <tr> <td>90日を超える入院</td> <td>1食 160円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">低所得者Ⅰ</td> <td>1食 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※低所得者Ⅱ…同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)</p> <p>※低所得者Ⅰ…同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方</p>	区 分		一部負担金	一般(下記以外の方)		1食 460円	市民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90日以内の入院	1食 210円	90日を超える入院	1食 160円	低所得者Ⅰ		1食 100円	
区 分		一部負担金														
一般(下記以外の方)		1食 460円														
市民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90日以内の入院	1食 210円														
	90日を超える入院	1食 160円														
低所得者Ⅰ		1食 100円														
療養病床に入院時の食費・居住費	<p>療養病床に入院する65歳以上の方は、食費と居住費の一部を負担し、残りを国保が負担します。</p> <table border="1" data-bbox="344 1317 1083 1581"> <caption>【食費・居住費の標準負担額】</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>食費(1食)</th> <th>居住費(1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般(下記以外の方)</td> <td>460円</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>210円</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>130円</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>難病患者</td> <td>100円または260円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> 	区 分	食費(1食)	居住費(1日)	一般(下記以外の方)	460円	370円	低所得者Ⅱ	210円	370円	低所得者Ⅰ	130円	370円	難病患者	100円または260円	0円
区 分	食費(1食)	居住費(1日)														
一般(下記以外の方)	460円	370円														
低所得者Ⅱ	210円	370円														
低所得者Ⅰ	130円	370円														
難病患者	100円または260円	0円														
葬 祭 費	<p>加入者が死亡したとき、葬儀を行った方に3万円を支給します。</p>															
出 産 育 児 時 金	<p>加入者が出産したときに、50万円を支給します(4か月以上の死産・流産を含む)。</p>															
療 養 費 及 び 移 送 費	<p>次のような場合で医療費の全額を支払ったときは、後日申請により保険で認められた部分の払い戻しを受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷緊急やむを得ない理由で、保険証を持たずに受診したとき。 ▷医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具を購入したとき。 ▷重病人の入院や転院などの移送のため費用がかかった場合、申請して国保が必要と認められたとき。 ▷海外の病院で診療を受けたとき。 															
訪 問 看 護 療 養 費	<p>医師が必要と認めた場合、費用の一部を利用料として支払うだけで訪問看護ステーションなどを利用でき、残りの費用は国保が負担します。</p>															

●高額療養費

医療費の自己負担が高額になったとき、一定額を超えると、その超えた分が国保から支給されます。

①自己負担限度額

加入者が同じ月内に、同じ病院に支払った医療費が下の各表に掲げる限度額を超えた場合、その超えた分が申請により支給されます。ただし、同じ病院でも69歳以下の方は入院と通院は合算できません。また、食事代や差額ベット料など、保険診療の対象とならないものは除かれます。

②世帯合算（69歳以下の方）

同じ世帯で、同じ月内に2万1000円以上医療費を支払った方が複数いた場合、合算した額が表1の限度額を超えたときは、その超えた分が申請により支給されます。

※70歳以上の方は、表2をご覧ください。

③多数該当世帯

北海道内で継続して国保に加入している同じ世帯で、その月を含めた12か月以内に4回以上の高額療養費の支給を受けるときは、4回目からは下の各表の「多数該当の場合」に示す限度額を超えた分が申請により支給されます（道内での転居は通算されます）。

■高額療養費の1か月の自己負担限度額表

表1 69歳以下の方

所得区分	3回目まで	多数該当 (4回目以降)
ア 901万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
イ 600万円超~901万円以下	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
ウ 210万円超~600万円以下	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
エ 210万円以下	57,600円	44,400円
オ 市民税非課税世帯	35,400円	24,600円
特 定 疾 病	10,000円 (所得区分ア、イの方は20,000円)	

※所得区分…所得区分の額は基礎控除後の総所得

※市民税非課税世帯…世帯全員が市民税非課税の方

※特定疾病…特定疾病療養受療証の交付を受けている人工透析、血友病等の長期疾病

表2 70歳以上の方

区 分			外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% 多数該当の場合 140,100円	
	Ⅱ	課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% 多数該当の場合 93,000円	
	Ⅰ	課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% 多数該当の場合 44,400円	
—	般		18,000円 (年額上限 144,000円)	57,600円 多数該当の場合 44,400円
低	所 得 者	Ⅱ	8,000円	24,600円
低	所 得 者	Ⅰ	8,000円	15,000円

※現役並み所得者…同一世帯に課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方や同一世帯の収入が520万円以上（1人の場合383万円以上）の方など

※低所得者Ⅱ…同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の方）

※低所得者Ⅰ…同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方



民生委員・児童委員

皆さんの地域で相談や支援を行うボランティア

● 民生委員・児童委員

氏名	電話番号	担当地区
澤本幸子	42-3166	上歌旭町、新栄町、曙町
山田恵子	42-3775	東光三区、本町社宅
澁田こずえ	42-6922	東光二区、本町中央、川向
鈴木秀子	090-3114-0731	本町第一
岡渕栄子	42-2365	本町第二、金井沢
三浦幸子	42-5254	歌神川向
大越則子	42-2722	歌神一区、三区、筥沢
山崎栄子	42-5310	歌神市街、一区の一部、二区、梅の沢
三戸満雄	42-4848	神威市街、桜沢
山川よし信	42-4664	神威錦ヶ岡、宮の下、神楽岡
徳山久美子	42-4491	中村中央団地
まえ川あきら昭	42-4559	中村中央団地、宮下町
かなもり森秀行	42-2051	神威美山町、中村市街
井村敬子	42-5087	文珠第一
たけだ正幸	42-6789	文珠第二（高台）
さがら良昭吉	42-3572	文珠第二、本通り
あら新井美代子	080-6074-4709	文珠新泉町
ひだり景あけみ	42-2757	文珠しらかば団地
きた北山あき昭子	42-4591	文珠第三（1班～5班）、単身住宅、企業向け住宅
たか高橋こうじ	42-2880	文珠第三（6班～15班）

● 主任児童委員

氏名	電話番号	担当地区
すぎやま杉山るみ子	42-6482	市内全域
ひさみち久道かずお夫	090-6267-7686	市内全域

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、国から委嘱された、皆さんのいちばん身近な相談員です。

本市には22人の委員がいて、様々な悩みを持つ方の相談に応じ、行政機関とのパイプ役として無給で活動しています。

こんなときはご相談を

- ・介護や在宅福祉サービスの利用に関すること
- ・生活福祉資金などの借り入れや返済に関すること
- ・生活保護の申請や受給などに関すること
- ・心身の疾病、障がい、予防、治療、医療費、精神衛生などの問題に関すること
- ・育児や子どものしつけ、保育などに関すること
- ・虐待やいじめ、非行などの問題行動に関すること

委員は、こうした問題を解決する糸口を見つける手助けなどを行っています。

もちろん、相談時に知り得た個人の秘密は厳守しますので、困ったことがあったら一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

主任児童委員とは

家庭や子どもの問題に関することを積極的に対処する専門員です。

特定の担当地域を持たず、地域を担当する民生委員・児童委員と一体となり、子どもの問題や子育て支援活動に取り組んでいます。

社会調査にご協力を

民生委員・児童委員協議会では、地域内における各家庭の家族構成等の現況を把握するため、毎年5月に社会調査を実施しています。

地区担当の民生委員・児童委員が訪問しましたら、ご協力をお願いします。

〈社会福祉協議会 ☎42-2328〉